

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



引越しサービスに関するトラブルにご注意!

転職のため引っ越すことになり、単身用引越の見積もりを引越会社に依頼したところ、半年前に同じ内容で別の会社に依頼して引越した時の3倍の見積額を提示されました。同じ距離で同じ荷物を運んでもらうのにどうしてこれほど差があるのでしょうか。高額すぎて納得できません。

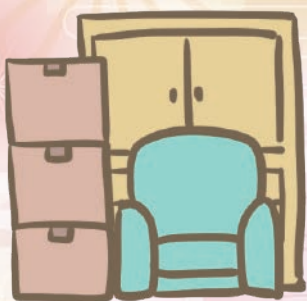


同一の距離、荷物であっても運送会社によって価格は様々で、自由に設定できます。どのような作業内容で、どういう引越しをしたいのかをしっかりと伝え、いくつかの運送業者の見積書を比較し、価格だけでなくサービス内容も十分検討することが大切です。迷ったり、困ったりしたときは、契約前に消費者センターに相談しましょう。

見積書ってなあに？



運送業者との約束が書かれた書類のことですよ



見積書には、費用だけでなく、荷物の受取日や引き渡し日、作業内容などの大切な内容が書かれています。口頭で打ち合わせた内容でも約束の内容は必ず見積書に記載してもらいましょう。



平成30年(2018年)6月1日より

「標準引越運送約款」が改正され 引越しの契約ルールが変わりました。

インターネットを利用した引越業者の選択、単身者向け引越への対応等、消費者ニーズや引越事業者が提供するサービス内容が多様化したこと、ドライバー、作業員不足等の課題に対応するための改正です。

改正
1

「見積書の記載内容の確認日」が変更になりました。

見積書の内容に変更がないか引越し業者から連絡があるのは、改正前は2日前まででしたが、引越の**3日前**までの連絡に変わりました。



改正
2

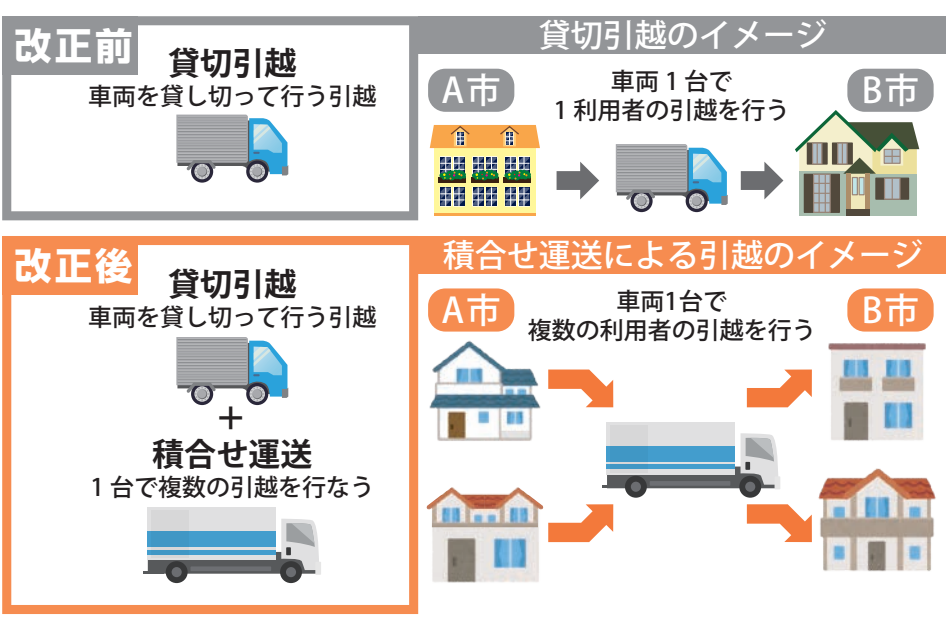
「解約・延期手数料率」が変更になりました。

改正前は引越前々日まで、解約・延期手数料が無料でしたが、それぞれ次のように変わりました。

- 当日 運賃の**20%**以内 → **運賃及び料金の50%以内**
- 前日 運賃の**10%**以内 → **運賃及び料金の30%以内**
- 前々日 — → **運賃及び料金の20%以内**

改正
3

「積合せ運送による引越」も引越標準約款が適用されることになりました。



車両を貸し切って行う引越だけでなく、車両一台で複数の利用者の引越を行う場合も約款が適用されます。



ただし、ロールボックス・コンテナ等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等では、引越事業者が**予め告知**した場合は約款は適用されません。

トラブルを防ぐ為に
消費者センターからの
アドバイス

* 引越前と引越後に、壁や床にキズがないか、最後に部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、運送業者と一緒に確認しましょう。

* 荷物の紛失や破損に気が付いた場合は、すぐに業者に連絡しましょう。運送業者の責任は荷物を引き渡した日から3か月以内と約款で決まっています。

* 不用品は自治体のルールに従って早めに処分しておきましょう。

* 段ボールは引越を依頼する運送業者を決めてから受け取りましょう。見積もり時に段ボールを受け取り、他社に変えた場合、返送や代金を巡ってトラブルになることがあります。

製品も年をとります ~経年劣化により事故発生の可能性が高くなります~

経年劣化（長期間の使用に伴う劣化）による安全上の支障が生じやすい以下の製品（特定保守製品）は、使用期間10年を目安に点検を受けましょう。10年経っていなくても、いつもと違う！おかしいと思ったら使用を中止しメーカーに問い合わせましょう。



平成21年(2009年)4月から「長期使用製品安全点検制度」が施行

長期使用製品安全点検制度は、製品を購入した所有者に対して、メーカーや輸入業者から点検時期をお知らせし、点検を受けていただくことで、事故を防止するための制度です。対象となるのは、所有者自身による保守が難しく、経年劣化によって重大事故を起こすおそれがある製品（特定保守製品：上記イラスト参照）です。所有者登録をすると、安全に使う目安となる設計上の標準使用期間が終わる頃に点検通知が届きます。通知が届いたら、メーカーに連絡をして点検を受けましょう。（平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象です。）

所有者登録を忘れずに!

参考サイト：経済産業省「長期使用製品安全点検表示制度」http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_tyouki.html
「長期使用製品安全点検制度のリーフレット」http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyoushouhi2012.pdf

9/26(水)「ワインの科学~正しい商品知識を学ぶ~」
一日消費者教室 を開催しました。



山梨大学ワイン研究センター
奥田徹教授より、ワインの歴史、表示、添加物、品質の劣化したワインの見分け方などについてわかりやすくお話いただきました。

10/18(木)「おいしい防災食~ポリ袋でかんたん調理~」
実習消費者教室 を開催しました。



いざというときに備えて、ポリ袋を使った調理法を実習・試食しました。思いのほか簡単でおいしいとの感想がたくさん寄せられました。

お問い合わせ

港区立消費者センター

港区芝浦1-16-1(みなとパーク芝浦 2階)

TEL. 03-3456-4159
FAX. 03-3453-0458

<詳しくはお問い合わせください>

アクセス

●電車でお越しの方

- ・JR「田町駅」東口徒歩 5分
- ・都営地下鉄「三田駅」A6出口徒歩 6分

●バスでお越しの方

- ・ちいばす 芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」下車
- ・お台場レインボーバス「田町駅東口」徒歩 7分
- ・都営交通「田町駅東口」徒歩 6分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



消費者センター 開催講座のご案内

日程	講座名	内容
1月18日(金)	第5回 一日消費者教室 出前寄席	大学の落語研究会等が、悪質商法の手口や、その対応策を落語や漫才で楽しく、分かりやすく伝えます。
1月25日(金)	講師派遣事業公開講座【整理収納セミナー】 今日から使える整理術～モノの捨て方しまい方～	リバウンドしない片付けのポイントを学びます。
2月25日(月)	講師派遣事業公開講座 マイクロプラスチックと海洋汚染	マイクロプラスチックの発生原因・発生場所と、海洋汚染の状況とその影響等を学びます。

※各講座の詳細につきましては、「広報みなと」または「HP」をご覧ください。

1月から3月は若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間です

アノ手、コノ手の悪質商法にご用心

「消費者被害なんて自分には関係ない」と思っていませんか？

最近では、SNSを悪用して近づき、親しくなったと思込ませて、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。悪質商法等のトラブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。被害に遭っても、恥ずかしがったり、自分に落ち度があると感じて、相談せずにあきらめてしまう人も多いようです。

困ったら、一人で悩まず、消費者センターへご相談ください。

アノ手、コノ手の悪質商法にご用心

マルチ商法
マルチまがい商法
アポイントメントセールス
架空請求
不当請求

困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!** ☎188 ☎03-3235-1155

消費者ホットライン 東京都消費生活総合センター



港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp/kurashi/shohi/index.html>

港区立消費者センター
しょうひせいかつそうだんせんようでんわ
消費生活相談専用電話

03(3456)6827

相談時間: 月～土 9:30～16:00 (日・祝日除く) ※土曜日は電話相談のみ



詳しくはホームページをチェック!こちら

